退職給付会計基準の見直しに関する検討について（案）

１．背景

退職給付に関する会計基準については、平成10年6月に、企業会計審議会から「退職給付に係る会計基準」が公表され、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。その後、平成17年3月に企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」が、平成19年5月に企業会計基準第14号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その２）」が公表されて、部分的な改正が行われている。

我が国の退職給付会計基準では、退職給付債務の測定に発生給付評価方式が用いられるなど、国際的な会計基準とほぼ同様の取扱いが採用されているが、いくつかの点で異なる取扱いも定められている。EU 同等性評価に関連して提案された欧州証券規制当局委員会（CESR）による技術的助言（平成17年6月）の中でも、退職給付債務の計算における割引率の取扱いその他の点が相違点として指摘されていた。このため、当委員会では、平成18年10月のプロジェクト計画表公表の際に、退職給付については IASB/FASB の議論の動向を踏まえて平成20年年初までに方向性を決定することとしていた。

IASB と FASB は、会計基準のコンバージェンスに向けた作業計画（MOU）の中で退職後給付を取り上げているが、現在は、両者別々に、それぞれフェーズを区切って段階的にプロジェクトを進めている。このうち、FASB は平成18年9月に SFAS 第158号を公表している。また、IASB は平成18年7月にフェーズ1（短期改善プロジェクト）の検討を開始している。

２．目的・今後の進め方

本件については、既設の退職給付専門委員会[1]で検討を行う。

今回は、IASB/FASB の議論の動向を踏まえた中長期的な検討（STEP2）の前の短期的なプロジェクト（STEP1）として、EU 同等性評価への対応を主たる目的とした、短期に達成可能な範囲に対象を絞った検討を行うこととしてはどうか。

３．主な検討項目（案）

(1) 退職給付債務の計算に使用する割引率の取扱い

(2) その他

４．作業計画（案）

平成20年3月頃まで	公開草案を公表
平成20年9月頃まで	最終基準を公表

以　上

[1] 新たな目的の検討を開始するにあたり、専門委員の構成について見直す（入替・増員）ことも検討する。